

四万十市中心市街地活性化協議会専門委員会規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、四万十市中心市街地活性化協議会規約第16条第2項に基づき、四万十市中心市街地活性化協議会専門委員会（以下「専門委員会」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、四万十市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業実現のための課題、問題点の把握とその解決に関する事項
- (2) 新規事業実現のための調査、研究に関する事項
- (3) その他の中心市街地の活性化に関する事項

(委 員)

第3条 専門委員会の委員は、事業実施者、土地、建物等を所有する地権者、NPO法人、市民、商業者、その他事業の密接な関係者や協議会の構成員から指名された者で構成する。

(組 織)

第4条 専門委員会は委員長1名、副委員長1名及び委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会の委員長は、専門委員会の委員の互選により選任する。

2 副委員長は、委員長の指名により選出され専門委員会で選任する。

(職 務)

第6条 専門委員会の委員長は会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときその職務を代理する。

(会 議)

第7条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じ専門委員会に関係者等の出席を求めることができる。

(報 告)

第8条 委員長は、専門委員会の協議の経過及び結果について、運営委員会に報告しなければならない。

(補 則)

第9条 この規定の定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規定は、平成19年10月1日から施行する。

四万十市中心市街地活性化協議会事務局会規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、四万十市中心市街地活性化協議会規約第18条第4項に基づき、四万十市中心市街地活性化協議会事務局会（以下「事務局会」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局会は、四万十市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会運営全般の調整に関する事項
- (2) 総会、運営委員会、作業部会の事前準備調整に関する事項
- (3) その他の運営委員会よりの付託事項

(委 員)

第3条 事務局会の委員は、まちづくり四万十株式会社、中村商工会議所、四万十市、四万十市商店街振興組合連合会より指名された者で構成する。

(組 織)

第4条 事務局会は事務局長及び委員をもって構成する。

(職 務)

第5条 事務局長は会を代表し、会務を総理する。

(会 議)

第6条 事務局会は、必要に応じ事務局長が招集する。

2 事務局長は会議の議長となる。

3 事務局長は、必要に応じ事務局会に関係者等の出席を求めることができる。

(報 告)

第7条 事務局長は、事務局会の協議の経過及び結果について、運営委員会に報告しなければならない。

(補 則)

第8条 この規定の定めるもののほか、事務局会に関し必要な事項は、事務局長が会議に諮って定める。

附 則

この規定は、平成19年10月1日から施行する。